平成２２年（フ）第５９４号
愛知県岡崎市矢作町字中道16番地１　モデルノ矢作1101
債務者　嶌田　正枝
１　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７６号
愛知県豊川市東上町平松58番地34
債務者　熊谷　榮子
１　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第９０号
三重県伊勢市岩渕１丁目５番18号
債務者　竹田　若春
１　決定年月日時　平成22年８月20日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第２５３号
岡山県倉敷市玉島長尾2067番地１
債務者　小野　　健
１　決定年月日時　平成22年８月19日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２８９号
岡山県倉敷市日ノ出町２丁目４番３号
債務者　藤本美千雄
１　決定年月日時　平成22年８月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３１３号
岡山県倉敷市加須山832番地14
債務者　小林　朋子
１　決定年月日時　平成22年８月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第８４号
秋田県横手市平鹿町浅舞字浅舞236番地
債務者　小松田幸子
１　決定年月日時　平成22年８月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月11日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第１８６号
群馬県太田市天良町58番地12
債務者　千吉良充郎
１　決定年月日時　平成22年８月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１２３号
岡山県倉敷市上富井486番地１
債務者　奥山　英志
１　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２９９号
岡山県笠岡市笠岡86番地２
債務者　吉田　盛人
１　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３１５号
岡山県倉敷市連島町矢柄5775番地26
債務者　松浦　　初
１　決定年月日時　平成22年８月20日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１１０６号
東京都立川市錦町２丁目２番11号錦コーポ203号
債務者　高倉江利子
１　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６１２０号
大阪市鶴見区放出東３丁目35番26―608号
債務者　加藤　秀士
１　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１２４号
大阪府門真市大字三ツ島640番地の２
債務者　木下　聖代（旧姓立入）
１　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１７８号
横浜市港南区港南台２丁目２番６―103号
債務者　兼松由美子
１　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１９５号
横浜市鶴見区矢向３丁目１番13号
債務者　鈴木美左緒
１　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２０６号
神奈川県海老名市国分南１丁目11番27号
ジュネパレス海老名Ⅱ303号
債務者　篠原　　晋
１　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部